

令和5年第8回農業委員会議事録  
(公開用)

令和5年8月25日

下妻市農業委員会



令和5年第8回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和5年8月25日（金） 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第4号 農地改良協議に対する同意について

4. 報 告

第1号 制限除外の農地の移動届出について

第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のおり

1番 高橋 克己	2番 鶴見 清忠	3番 結束 乾一
4番 野村 操	5番 栗原 三郎	6番 鈴木 政良
7番 中山 悟	8番 吉川 利幸	9番 飯島 晴彦
10番 草間 進	11番 白井 安男	12番 笠島 修
13番 羽賀 茂	14番 齊藤 森一	15番 稲川 広美
16番 飯村 春夫	17番 程塚 裕行	18番 塚田 好克
19番 齋藤 孝夫		

出席職員次のおり

局長 塚越 剛 局長補佐 杉田 由里子 係長 渡辺 広行 主事 綿貫 千秋

(午後1時30分 開会)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和5年第8回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は3番 結束 乾一 君、4番 野村 操 君 の両名を指名いたします。それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分についてを議題といたします。

なお、本案のうち、処理番号1号につきましては[ ]委員が関係する案件でありますので、一時退席をお願いいたします。

( [ ]委員:退席)

議長(会長 齋藤孝夫君)

はじめに、処理番号1号について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回7件の申請であります。はじめに、処理番号1号についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

処理番号1号、申請地、下妻地内、2筆、登記、田及び畑、現況、畑、合計797㎡、申請理由は、耕作地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第1号)

処理番号1号:吉川委員(代理報告)

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻郵便局から南へ約300mにあり、野菜の作付けがされておりました。8月22日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。■■■■委員の退席を解きます。

(■■■■委員:再入場、着席)

議長(会長 齋藤孝夫君)

他の6件について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

処理番号2号、申請地、大木地内、畑、553㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、下妻地内、田、103㎡、申請理由は、耕作地に隣接する申請地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、福田地内、畑、1,320㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、福田地内、畑、955㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、鎌庭地内、2筆、畑、合計499㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3ページをご覧願います。

処理番号7号、申請地、田下地内、畑、1,414㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が先月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第1号)

処理番号2号:鶴見委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第一梨選果場から北西へ約500mにあり、休耕でしたがきれいに管理されていました。8月22日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号:稲川委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、下妻市総合体育館から南東へ約100mにあり、休耕でしたがきれいに管理されていました。8月22日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号4号:栗原委員

議案第1号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、大宝駅から北西へ約800mにあり、休耕でしたがきれいに管理されていました。8月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号5号:栗原委員

議案第1号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、大宝駅から北西へ約900mにあり、休耕でしたがきれいに管理されていました。8月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号6号:飯島委員

議案第1号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、千代川中学校から西へ約250mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。8月22日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号7号:飯村委員

議案第1号 処理番号7号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻千代川支店から北へ約700mにあり、水稻の作付けがされていました。8月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

4ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回8件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、石の宮地内、畑、8.55㎡、申請理由は、経営するアパート敷地への進入路の拡張でございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、大木地内、畑、805㎡、申請理由は、集合住宅の建築でございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、江地内、2筆、畑、合計4,702㎡、申請理由は、既存事業敷地が手狭であるため、隣接する申請地に資材置場及び駐車場を設け、敷地拡張するものでございます。

5ページ並びに、参考資料の7ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、下妻地内、畑、325㎡、申請理由は、子の自己住宅の建築でございます。

参考資料の9ページをお開き願います。

処理番号5号、申請地、下栗地内、畑、610㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の 11 ページをお開き願います。

処理番号 6 号、申請地、谷田部地内、2 筆、畑、合計 397 m<sup>2</sup>、申請理由は、既存駐車場が手狭であるため、申請地に駐車場を設けるものでございます。

6 ページ並びに、参考資料の 13 ページをお開き願います。

処理番号 7 号、申請地、坂本新田地内、2 筆、登記、田、現況、宅地、合計 432 m<sup>2</sup>、令和 5 年 6 月より宅地造成工事に着手し、無断転用となっていたことから、始末書添付の上、建売住宅を建築するため申請するものでございます。

参考資料の 15 ページをお開き願います。

処理番号 8 号、申請地、半谷地内、18 筆、畑、合計、22,768 m<sup>2</sup>、申請理由は、既存事業所を集約し、申請地に流通業務施設を設けるものでございます。

なお、譲渡人及び申請地につきましては、議案書 7 ページに、譲渡人 13 名、申請地 18 筆の一覧を掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

農地区区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局職員(綿貫千秋君)

議案書は 4 ページ、参考資料は、1 ページ・2 ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、3 ページ・4 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済となっております。

参考資料は、5 ページ・6 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

議案書は 5 ページ、参考資料は、7 ページ・8 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため第 3 種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、9 ページ・10 ページをお開き願います。

処理番号 5 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可

でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は自己住宅基準面積の 500 m<sup>2</sup>を超えておりますが、分筆しても過小残地として利用しにくい農地が残ることから、申請面積 610 m<sup>2</sup>となっておりますことを申し添えます。

参考資料は、11 ページ・12 ページをお開き願います。

処理番号 6 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

議案書は 6 ページ、参考資料は、13 ページ・14 ページをお開き願います。

処理番号 7 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済となっております。

参考資料は、15 ページ・16 ページをお開き願います。

処理番号 8 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、県道の沿道区域での流通業務施設であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、雨水排水管の取り付けに伴う、法定外公共物使用・工事許可及び、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が許可済となっております。また、宅地開発事業に関する指導要綱に基づく協議書が提出済となっております

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 2 号)

処理番号 1 号:吉川委員

議案第 2 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、下妻中学校から北西へ約 150m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。8 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、進入路を拡張することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号 2 号:鶴見委員

議案第 2 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかり下妻梨第 1 選果場から北西へ約 500m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。8 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職

員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、集合住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号:鶴見委員

議案第2号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北へ約2kmにあり、芝の作付けがされていました。8月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場及び駐車場を拡張することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号4号:稲川委員

議案第2号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、法泉寺保育園から北へ約100mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。8月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号5号:飯村委員

議案第2号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、ヘキサホールきぬから東へ約400mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。8月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号6号:草間委員

議案第2号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから南へ約350mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。8月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号7号:稲川委員

議案第2号 処理番号7号について報告いたします。申請地は、下妻警察署から東へ約250mにあり、

すでに建売住宅のための造成工事がされており、その内容は始末書で確認しました。8月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には会社の担当者に電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、建売住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号8号:鶴見委員

議案第2号 処理番号8号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第1選果場から西へ約600mにあり、一部野菜作付けがされており、残りは耕作されておらず、雑草が繁茂していました。8月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人別紙13名には電話及び自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、流通業務施設へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。はい、飯村委員。

飯村委員

処理番号8号について、面積が約22,000㎡となっていますが、県の許可はどの位の面積からになりますか。転用許可は、すべて市において許可となるのですか。

事務局(綿貫千秋君)

お答えします。面積が3,000㎡を超えますと、県の常設審議委員会にかけられることとなります。そちらで許可相当と判断されましたら、市で許可を出す流れとなります。

議長(会長 齋藤孝夫君)

渡辺係長から、補足説明があります。

事務局(渡辺広行君)

先ほどの説明に補足させていただきます。以前は、転用はすべて県の許可でありました。現在、農業委員会のみならずいろいろな部署で権限移譲とあって、県の権限を市に委ねて、よりスピーディーに手続きを行おうという流れがありまして、農業委員会の転用許可も県の許可だったものが、平成30年10月から市に委任されました。平成30年10月からは市が許認可を行いまして先ほどの説明のとおり3,000㎡を超えるものにつきましては、大きい転用となりますので、県の諮問機関である常設審議委員会という、農業委員会会長ですとか、大学教授、農業会議、各土地改良区の代表の方などが集まる諮問会議で、意見を聞くということになっております。繰り返しになりますが転用許可は、平成30年10月から市の許可で判断をしております。

議長(会長 齋藤孝夫君)

飯村委員よろしいですか。続いて、齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員

関連する質問となります。市の宅地開発事業の指導要綱に基づく協議書が提出済とのことですが、農業委員会は、協議に加わっていましたか。

事務局(塚越剛君)

宅地開発協議会に、委員として事務局長の塚越が入っております。

齊藤(森)委員

すでに事務局が入って、宅地開発協議がされていれば、この場で否決というのはないのではないですか。

事務局(渡辺広行君)

市の宅地開発協議会の申請要件は、1,000㎡以上の建物の建築を伴う開発となっております。申請は、農地を含めまして、開発も同時に申請するということとなっております。農業委員会の総会案件の締切は毎月10日、開発の方は毎月15日となっております。今月で言えば8月10日までに農業委員会に申請して、8月15日までに開発の方に申請がされております。その後の審議につきましては、農業委員会の方が先となりまして、農業委員会はその月25日に審議となり、開発の方は、農業委員会局長や部長、副市長等で審議がされますが、だいたい翌月となることが多いので農業委員会の審議の方が先となります。農業委員会が許可相当となったということを、宅地開発協議会でも説明の中に入れていくという流れとなっております。

齊藤(森)委員

この件については、市で指導要綱に基づいて、協議は完了しているということですか。

事務局(渡辺広行君)

これからです。

議長(会長 齋藤孝夫君)

齊藤委員、よろしいですか。はい、塚田委員。

塚田委員

事務局にお伺いします。処理番号1号の進入路について、既存の敷地まで、進入路が続いていないのですが、これはこの後続けて申請等があるのかどうか。それと、処理番号3号について、資料の5ページと6ページ、通路が6ページではあるものが、5ページでは消えていますので、その辺のところをお聞きしたいと思います。

事務局(渡辺広行君)

お答えします。まず、処理番号1号でございますが、参考資料の2ページをご覧くださいますと、確かにアパートへの進入路とございますが、アパートまで少し足りない状態となっております。表記が分かりにくくて申し訳ありませんが、点線のアパートの脇の逆L字型の土地は、奥の方に家が建っておりまして、その家の通路にもなっております。アパートに住んでいる方と、奥の家の方から進入路が狭いので、今回拡張して出入りをしやすくしたいとの申請になりました。譲受人が経営するアパートの出入口というのを主な理由にしたのですが、もう一つは奥の方に住んでおられる方の出入口も併せて利用することになります。

続きまして、処理番号3号につきまして、6ページの図面にありますとおり道路として使っていて、5ページにもそういった表記をすればわかりやすかったのですが、実際には6ページの既存の資材置場の進入路から入ります。

議長(会長 齋藤孝夫君)

塚田委員、よろしいですか。他に、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

8ページ並びに参考資料の17ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、今泉地内、2筆、田及び畑、合計782㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、申請地にサッシ組立工場を建築するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局(綿貫千秋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は8ページ、参考資料は、17ページ・18ページをご覧くださいます。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、申請に係る農地を、隣接する土地と一体利用し、同一

事業の目的に供するため行うものであって、事業地全体に占める農地の面積の割合が3分の1以下であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、出入口設置工事に伴う道路工事施工承認、汚水・雑排水処理計画における放流承認が許可済みとなっております。また、宅地開発事業に関する指導要綱に基づく協議書が提出済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第3号)

処理番号1号:野村委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻いずみ幼稚園から南西へ約400mにあり、耕作されておらず、短い雑草が繁茂していました。8月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人は賃貸人が代表取締役をしている会社に貸すということで同一でありますので、電話で行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、サッシ組立工場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地改良協議に対する同意について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

9ページをご覧願います。

議案第4号、農地改良協議に対する同意につきましては、今回、1件の協議であります。ご説明を申し上げます。

処理番号1号、協議地、鬼怒地内、2筆、田、合計1,433㎡、田畑転換のため、平均1m程度の盛土を行いたく協議書が提出されたものであります。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第4号)

処理番号1号:飯島委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻市役所旧千代川庁舎から北西へ約450mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。8月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。また、盛土する土につきましても、8月22日、発生元の現地調査を行い、また、8月23日に再確認ということで発生元の再調査を行いまして、土は赤土であることを確認しました。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。協議書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、田畑転換し、野菜を作付けする計画であることから、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

報告を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、報告第1号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

10ページをお開き願います。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回1件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、加養、亀崎及び大園木地内、8筆、田、合計3,393㎡の内1,216㎡、届出理由は、しもつま鯨工業団地への電力供給のため、送電線を新設し、届出地を送電線用鉄塔用地として使用することから、去る7月12日届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長(塚越 剛君)

11 ページをご覧願います。

報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回1件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号1号、届出地、田下及び下栗地内、5筆、田及び畑、合計4,794㎡、公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る7月11日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

12 ページをお開き願います。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、12ページから16ページまで、19件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和5年第8回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了 (午後 14 時 25 分)

議長 齋藤孝夫

署名委員 結束乾一

署名委員 野村操